

平成28年第4回上峰町議会定例会会議録

平成28年12月9日（金曜日） 本会議5日
 会期 8日間
 平成28年12月16日（金曜日） 休 会3日

平成28年12月9日第4回上峰町議会定例会は、町議場に招集された。（第1日）	
出席議員 (10名)	1番 向井 正 2番 吉田 豊 3番 田中 静雄 4番 碓 勝 征 5番 漆原 悦子 6番 井上 正宣 7番 吉富 隆 8番 大川 隆城 9番 原田 希 10番 寺崎 太彦
欠席議員 (0名)	
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 会議に出席 した者の職 氏名	町 長 武 廣 勇 平 教 育 長 矢動丸 壽 之 会 計 管 理 者 岡 義 行 総 務 課 長 江 崎 文 男 <small>まち・ひと・しごと創生課</small> 北 村 玲 財 政 課 長 高 島 浩 介 建 設 課 長 白 濱 博 己 産 業 課 長 兼 小 野 清 人 <small>農業委員会事務局</small> 住 民 課 長 福 島 敬 彦 健 康 福 祉 課 長 河 上 昌 弘 税 務 課 長 坂 井 忠 明 教 育 委 員 会 事 務 局 長 吉 田 淳 生 涯 学 習 課 長 江 頭 欣 宏 文 化 課 長 原 田 大 介
職務のため 出席した 事務局職員	議 会 事 務 局 長 二 宮 哲 次 議 会 事 務 局 主 査 江 崎 智 恵

議事日程 平成28年12月9日 午前9時30分開会（開議）

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
日程第2 会期の決定について
日程第3 町長の行政報告
日程第4 議案一括上程 提案理由の概要説明
(議案第53号～議案第61号)
(諮問第1号)
(議案第62号)

午前9時30分 開会

○議長（寺崎太彦君）

皆さんおはようございます。本日は平成28年第4回上峰町議会定例会が招集されましたところ、御多忙の中、御参集いただきましてありがとうございました。

ただいまの出席議員は10名でございます。定足数に達しておりますので、これより平成28年第4回上峰町議会定例会を開会いたします。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（寺崎太彦君）

日程第1. 会議録署名議員の指名について。

会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、4番碓勝征君及び5番漆原悦子君を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

○議長（寺崎太彦君）

日程第2. 会期の決定について。

会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日より12月16日までの8日間といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

異議なしと認めます。よって、会期は8日間と決定いたしました。

日程第3 町長の行政報告

○議長（寺崎太彦君）

日程第3. 町長の行政報告。

町長の行政報告をお願いいたします。

○町長（武廣勇平君）

皆様、おはようございます。

平成28年第4回上峰町議会定例会の開催をお願いしましたところ、議員の皆様には公私とも大変御多用なこととは存じますが、御出席を賜り心から御礼申し上げます。

それでは、早速、各課順に行政報告をいたします。

まず、総務課でございます。

総務課

総務課関係では、11月3日（文化の日）町民センターホールにおきまして、自治功労表彰式を挙行いたしました。今年度は、功労表彰2名及び善行表彰4名が受賞されました。町議会議員の皆様を初め多数の御来賓に御臨席賜り、まことにありがとうございました。受賞された皆様の今後とも活躍を御祈念申し上げます。

交通安全関係では、9月の1日～8日までの新学期登校時に、交通安全指導員の皆様方とともに交差点における街頭指導を行いました。また、町庁舎東側県道で25日に行われました秋の交通安全街頭キャンペーンにも参加させました。11月3日には町交通安全協会主催での安全運転啓蒙活動が町民センター駐車場で実施していただきました。同12日に各種情報に基づき町内の危険と思われる箇所の点検を、関係者に集まっていただき、現地踏査していただきました。

消防関係では、11月15日に下坊所地区内におきまして、防火訓練を実施いたしました。訓練に当たりまして御協力くださいました西消防署を初め、地元下坊所地区の区長及び住民各位の皆様の御協力に感謝申し上げます。

職員研修では、9月30日及び11月25日の新任係長研修、10月26日及び12月1日のキャリアアップ研修、11月4日～5日の新任課長研修に、参加いたしました。また、11月19日に防災担当者による玄海原子力発電所視察を行いました。（217ページで訂正）

まち・ひと・しごと・創生室

1. 広報企画係

鎮西山については、「さが未来スイッチ交付金」を活用して、閉鎖している頂上のトイレや劣化した展望図の補修を進めています。また、先般、損傷のため撤去していた北側登山口の看板についても、現在、業者と再設置に向けた準備を行っているところです。

社会保障・税番号制度への対応としては、平成26年度よりシステムの改修等を進めてきていますが、現在、来年7月から運用が開始される自治体間の情報連携に向けて、運用テストの準備を進めています。また、社会保障・税番号制度の導入においては、国から、システムの強靱化を求められており、L G W A N（エル・ジー・ワン）接続の業務系ネットワークと

インターネット接続の情報系ネットワークの分離や住基等の基幹系ネットワーク接続における指紋認証システム導入によるセキュリティー向上などに取り組んでいるところです。

2. まち・ひと・しごと創生係

地方創生関係については、国の地方創生加速化交付金を活用して、「儲かる農業育成事業」及び「魅力発信拠点づくり事業」に取り組んでいます。

「儲かる農業育成事業」においては、本年9月から来年3月まで、各方面の専門家を招いた「儲かる農の上峰塾」を全12回のシリーズで開催しています。この塾では、データを活用した経営的な農業や農産物等の高付加価値化について学ぶほか、ふるさと納税の返礼品を念頭に置いた特産品開発にも取り組んでいます。開発した製品については、首都圏の高級スーパーでもPRやマーケティング調査を行いたいと考えており、来年2月ごろに上峰町フェアを開催できるよう、関係者と調整を行っているところです。

また、「魅力発信拠点づくり事業」においては、地域資源の活用による、町のPRや交流人口の増大について取り組みを進めています。具体的には、福岡のNPO法人や旅行会社等の協力によるモニターツアーの受け入れを行っており、去る10月15日には、福岡都市圏からおおよそ10名の方を招いて、鎮西山、奥の院、船石神社、飲食店などを回り、意見交換等を実施しました。また、天衝米や佐賀牛などの、ふるさと納税返礼品を用いた町のPRにも取り組んでおり、10月の中旬には、福岡市中央区天神のイムズで開催された「皿の上の九州」という展示会に出品を行ったほか、11月1日には、豪華客船「にっぽん丸」で上峰町産の食材を用いた昼食会を開催し、おおよそ300名の参加者にPRを行いました。また、この様子は新聞等のメディアで取り上げられ、各方面の注目を集めました。さらに、11月11日には、町民センターにおいて、ふるさと納税を活用したまちづくりをテーマにシンポジウムを開催したところ、町内外からおおよそ250人の参加をいただき、活発な意見交換等により、まちづくりに対する機運が高まりました。

ふるさと納税業務については、業務受託業者との連携により、円滑な寄附受け付けや受付サイトの最適な管理・運営、また、寄附者の方に喜んでいただけるような返礼品の選定等に取り組んでいます。また、10月22、23日には、横浜赤レンガ倉庫にて開催された「ふるさと納税大感謝祭2016」に町のブースを出展しPRを行いました。このような取り組みにより、今年度の寄附額が当初、想定していた20億円を超える見込みが出てきましたので、先月の臨時議会において関係予算の補正をお願いしたところです。今後も、引き続き、町のPRや財源の確保のため、積極的にふるさと納税に取り組んでまいります。

財 政 課

施設整備の面で、江迎多目的研修集会施設の老朽化によります建具補修、和室のクロス張りかえ、洋室の壁塗装などの修繕を、10月5日に発注しまして10月末に完了いたしております。

また、前牟田学習等供用施設のテレビが受信不良となっておりましたが、ブースター等の老朽化によるもので、11月上旬に修繕を完了いたしました。

現在、貸し出しをしております役場庁舎北側の駐車場及び、すぱーく上峰駐車場ですが、経年により区画線が薄くなっているため、10月19日に現場説明会を実施しまして、11月4日に区画線補修業務委託を発注しております。

予算・決算関係では、12月補正予算の要求期限を10月28日に設定し、その後、11月7日に財政課担当査定、11月10日に町長査定を実施し、今議会へ上程いたしております。

平成29年度当初予算につきましては、予算編成要領を策定し、10月24日に各課へ、予算要求について依頼を行いました。

条例に基づきます、財政状況の情報公開としまして、平成27年度の決算状況及び平成28年度上期の予算執行状況、平成27年度決算におきます財政健全化判断比率等の資料を作成し、本町ポータルサイトに掲載しております。

普通交付税に係る事務については、随時、算定作業を行ってききましたが、11月2日に平成28年度分の最終的な交付を受けており、現在、次年度の算定に向けた作業に入っています。

公会計整備委託業務では、建築物、道路など町有資産の固定資産台帳異動分及び、平成27年度 of 予算執行に関するデータの収集を各課より行い、財務諸表の策定作業を進めております。

今年度より取り組んでいる公共施設総合管理計画の策定については、10月中旬に、各課に所管の施設について、今後の改修計画等の調査を依頼し、現在、調査内容の取りまとめを行い、各課へのヒアリングに向けて資料作成を行っております。

住 民 課

1. 住民記録係

10月末現在の住基人口は9,587人、昨年 of 同時期と比較しますと84人の増、世帯数は3,506で83世帯の増となっております。

マイナンバー制度関連としましては、町内の10月末時点におけるマイナンバーカード申請件数は643件、カード作成の委託先である地方公共団体情報システム機構（J-LIS）より町に到着している数は594件、交付数は530件、保管数は64件となっております。10月に入ってから、マイナンバーに関する問い合わせが急増しており、丁寧かつ適切な対応を心がけております。

また、平成29年2月サービス開始予定の各種証明コンビニ交付サービス事業におきましては、各種証明データの確認やさまざまな試験工程を行い慎重に作業を進めているところです。今後、ますます業務量は増加の一途をたどっていきますが、遺漏なきよう作業を進め、なお一層の住民サービス向上に心がけてまいります。

2. 子育て支援係

10月末現在での特定教育施設（1号支給認定）入所児童数は14名、保育施設（2・3号支給認定）入所児童数は、ひかり保育園76名、ひよこ保育園かみみね117名、広域保育18園で63名、合計270名です。

現在の業務といたしましては、11月1日より新年度の特定教育・保育施設の入所申請受け付けを開始しております。

平成29年4月1日開園予定の認定こども園施設整備事業につきましては、国・県への補助金交付申請を行いました。今後、事業主との調整のもとに遅滞なく事務処理を遂行してまいります。

3. 環境係

9月15日から10月14日までの1カ月間、毎年全国一斉に実施される不法投棄防止強化月間に合わせて、職員による巡回監視活動を実施しパトロール強化を行いました。

11月8日、9日の2日間、井戸水の水質検査を希望される家庭を対象に実施し、今年度は61件の申し込みがあり、検査結果については各世帯に郵送しお知らせいたします。

また、11月10日に町内18カ所の河川水水質検査、11月25日に6カ所の工場排水水質検査を実施いたしました。

健康福祉課

1. 健康増進係

国保特定健診は10月末現在、484名の方が受診され受診率は36.4%（平成27年度確定値43.1%）になっております。11月18日に女性のがん検診を実施し43名の方が受診されました。

生後4カ月までの乳児に対する全戸訪問を行っていますが、10月までに42名の乳児に実施しており、今後も継続して行うことにより、親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行い、子育ての孤立化を防いでいくことに努めてまいります。

2. 保険年金係

平成28年度当初から10月末までにおける国民健康保険被保険者数の増減につきましては、転入・社保離脱者等の理由による251名の増、転出・社保加入等の理由による234名の減となり、差し引き17名の増加となり、10月末現在で1,089世帯1,875名（前年度同期1,092世帯1,923名）となっております。

なお、10月末現在で短期被保険者証交付件数は49世帯109名（前年度同期62世帯133名）となっております。

また、平成28年度当初から10月末までにおける後期高齢者医療被保険者数の増減につきましては、2名の減少となっており、10月末現在で1,110名（前年度同期1,109名）となっております。

3. 福祉介護係

社会福祉関係では、平成28年度当初から10月末までにおける生活保護相談件数が3世帯

(3名)あり、そのうち1世帯(1名)が認定されております。

平成27年度末での生活保護世帯は39名(51名)でしたが、平成28年10月現在で35世帯(46名)となっています。

高齢者福祉におきましては、9月18日に上峰町民センターにて「上峰町敬老会」を開催し、約319名の方が御出席されました。内閣総理大臣による百歳祝2名、町最高齢(103歳)及び町金婚祝15組の方々を御披露し、お祝いをいたしました。

また、長寿祝い金の給付を9月13日から実施し、白寿(満99歳)祝として35千円を2名の方々へ、米寿(満88歳)祝として25千円を38名の方々へ、喜寿(77歳)祝として15千円を65名の方々へ、古希(満70歳)祝として8千円を79名の方々へそれぞれ給付いたしました。

税 務 課

1. 課税係

28年度一般町税現年度分の10月末現在の調定状況について報告します。

全体の調定額は、1,270,039千円で、前年同期比29,006千円の増といった状況です。

税目ごとでは、個人住民税400,116千円で、前年同期比11,933千円の増。法人住民税112,266千円で、9,359千円の増。交付金を含む固定資産税、688,645千円で、5,274千円の増。軽自動車税、28,287千円で、3,884千円の増、となっておりますが、たばこ税は、40,286千円で、前年同期比1,403千円の減、入湯税が439千円で、41千円の減といった状況です。

課税係では、平成28年分確定申告受付に向け、各種課税資料の収集に努めています。

2. 収納係

町税の収納状況について報告します。10月末現在の徴収率は、一般町税全体で、現年度分、67.7%で前年同期との比較で0.3%の増。滞納繰越分は17.7%で4.1%の増。国民健康保険税現年度分は49.1%で0.1%の増。同じく滞納繰越分は14.2%で3.4%の増といった状況です。徴収率改善の最大の要因は、佐賀県滞納整理推進機構への職員派遣と考えています。現在、本町の女性派遣職員は、担当する総額22,000千円の町税滞納案件の解消と徴収技術の習得に日々励んでおります。1年の派遣期間の折り返しとなる9月末現在、県内14市町の派遣職員全体の徴収率が26.5%であるのに対し、本町職員は40.5%、約8,130千円の滞納税を回収し、徴収率に関しては14市町中1位という状況です。

建 設 課

1. 建設係

国道34号線の切通し交差点改良及び歩道整備についてですが、整備促進期成会において10月に九州地方整備局へ、11月に国土交通省へ要望活動を行いました。

地元関係者への事業計画及び調査同意について鋭意、折衝中ではありますが、地元区長、役員の協力を得ながら、今後とも佐賀国道事務所と協議を行い、事業の実現に向けて足を運んでまいります。

県道関係ですが、県道坊所城島線の町民センターから加茂の交差点までの歩道未整備区間について、乗り入れや形状等の条件について協議を詰めておりまして事業推進に向け進んでおります。来年度の事業の実現に向けて、県へのより一層の働きかけを行ってまいります。

県道神埼北茂安線の道路工事について、昨年水路のつけかえ工事が終わり、本年度に道路部の工事が行われます。中村工区から九丁分工区までの発注が済んでおり、3月末までには完成が見込まれており、来年度に加茂交差点までの工事となる計画で進められています。

県道北茂安三田川線について、イオン前交差点に続き、昨年度下津毛交差点付近に横断防止柵を設置していただきました。今年度についても危険箇所については、継続して設置していただきますよう要望を行ってまいります。

町道関係については道路舗装、側溝の改修工事を行っております。舗装については、下津毛三田川線、寺家二1号線、中村線等が完成し、新たに米多西線、坊所線、切通北団地2号線、船石地区内の舗装工事を発注しております。側溝についても、切通団地、下津毛団地、井手口団地、ヤクルト住宅等のふたなし側溝の改修工事を順次行っております。安全施設についても、八枚・碓地区に防護柵及びガードレールの設置をいたしました。

委託関係では西峰東西3号線、八枚碓線、坊所南北線関係の概略設計業務委託について11月に発注をしております。

また、昨年に引き続き、社会資本整備交付金による堤2号線の安全施設整備工事、防衛省の交付金事業による前牟田南北線の道路改良工事についても準備を進めている状況です。

2. 管理係

町営住宅関係では、坊所団地2部屋の内壁の修繕業務を発注しました。また、農村公園については、平成26年度に実施しました公園遊具等一斉点検の結果をもとに、公園遊具等の修繕業務を発注しております。

農業集落排水事業におきましては順調に稼動しており、今後とも、施設の適正な維持管理に努めてまいります。

産 業 課

平成28年度の県営クリーク防災機能保全対策事業については、2工区における事業費60,000千円、事業量796メートルの工事発注が東部農林事務所より行われました。地元説明会も実施され、年度末の事業完了に向けて工事が実施されます。

多面的機能支払は、農地維持支払い16組織、資源向上支払い（共同活動）15組織、資源向上支払い（長寿命化）4組織に対して、国県及び町からの補助金約27,000千円を交付しました。

有害鳥獣対策では、10月末実績でドバト17羽、カラス13羽、イノシシ24頭の捕獲報告が猟友会よりありました。このイノシシ等の対策は、11月13日に鳥越公民館において大字堤地区の皆さんと猟友会との意見交換会を開催しました。地元からの意見を聞きながら、今後の鳥

獣対策に反映してまいります。

ことしで4回目の開催となる「かみちゃりグランプリ」が、上峰町まちづくり実行委員会の主催により11月20日に開催されました。当日は、天気にも恵まれ町内外から多くの参加者や観覧者を迎え盛大に開催することができました。

ステージでは、かちやしよさこい・上峰中学校吹奏楽・キッズダンスグループ・上峰太鼓など多くの皆様の御協力をいただき、盛り上がりました。今年度は、新しい取り組みとして上峰町産佐賀牛の販売を実施し、1,500人を超える来場者を見ることができました。

教 育 課

学校保健安全法に基づき就学時の健康診断を実施しました。対象者104人につきまして、町民センターにおいて内科医、歯科医による健康診断を実施するとともに、健康診断票を作成し学校と連携してまいります。

小学校では、10月より5、6年生を対象にオンライン英会話を開始しました。児童はタブレットの操作やスカイプでの通話にもなれ、ALTの先生に習った単語を使いながらオンラインでのマンツーマン英会話を楽しんでいます。

11月4日に稲文字の稲刈りを行いました。地域の皆様に御指導いただきながら、たわわに実った稲穂を一株一株刈り取り、生産者の御苦労とともに収穫の喜びを肌で感じた時間となりました。

中学校では、11月からオンライン放課後補充学習を開始しました。今年度は11月、12月に3年生を、2月、3月に1年生を対象に基礎学力の定着と苦手分野の克服を図ります。また地域未来塾と称して、地域の方をコーディネーターに迎え放課後に自主学習も行っています。さらに地域未来塾での学習支援を目的にICT機器等の整備補助金を活用し、上峰中学校にタブレットパソコン100台及び周辺機器を整備いたしました。

11月4日には、議会の御協力を得て、「子ども議会」を開催していただきました。中学生10人が議員となり、ふるさと納税や国際交流など多岐にわたってテーマを決め、よく情報収集して質問していました。再質問では鋭い質問も見受けられ、素晴らしい子ども議会となりました。

生涯学習課

1. 生涯学習係

11月1日から11月3日まで、第31回町民文化祭を町民センターで開催しました。作品展示には、絵画、写真、書、生け花、編み物やアートフラワーなど、約550点の作品を町内外の方より出展いただきました。日ごろより精進を重ね、高度な技術を会得され真心を込めてつくられている作品に感動するとともに、出展者の力量に驚かされるばかりです。3日目の演芸発表の部においては、38演目で延べ540名の方々が熱演されました。町内外より約2,000人の御来場をいただきました。お楽しみ抽選会も特別賞を含め盛りだくさんの賞品が準備され、

最後まで大盛況のうちに終えることができました。

11月29日、子ども・若者育成支援強化月間に合わせ上峰町青少年育成大会講演会を開催しました。講師として詩人・画家・風の丘阿蘇美術館館長大野勝彦様をお願いいたしました。平成元年に農作業中、両手を切断。入院中「湧き出る生」への思いを詩に託し、さらにその喜びを水墨画に表現された作品として、演題の「やさしさの根っこでつながっている。」などがあり家族への思い、親への感謝、夢への思いについてお話をしていただき、子供たちは「生きる力」を学びました。

2. 生涯スポーツ係

10月9日、前日の降雨の影響が心配されましたが、回復に向かい、町民体力づくり体育大会を開催いたしました。優勝は、男子の部Aブロックは鳥越・屋形原分館、女子の部は上坊所分館、Bブロックは男女の部ともに郡境分館となりました。また、躍進賞については、男子の部Aブロックは井手口分館、Bブロックは江越分館、女子の部Aブロックは下坊所分館、Bブロックは江迎分館が受賞されました。136名の競技役員の皆様とことし初めて中学校から14名の補助員を出していただき、活気あふれる運営のもと時間どおり無事終了することができました。

10月15日、16日には第69回県民体育大会が、佐賀市、小城市、多久市の各会場で開催されました。本町からは、新たな競技種目となったグラウンドゴルフを含め13競技20種目に選手・役員269名が参加しました。ソフトボール一般女子は町の部優勝、ゲートボール一般男女混成（Eパートで優勝）、サッカー一般男子は町の部3位と入賞を果たされました。おかげさまで町の部9位となり、来年はさらなる飛躍を期待します。

文化課

埋蔵文化財関係では、まず、町内遺跡確認調査事業ですが、9月議会以後、9件の開発の届け出があり、9件の確認調査を実施し、開発と埋蔵文化財保護との調整を図りました。

また、上坊所地区の分譲宅地造成工事に伴う檜寺遺跡発掘調査受託事業につきましては、8月23日より11月30日まで、道路部分約1,000平方メートルの発掘調査を実施し、弥生時代、奈良平安時代の住居跡や土壇、中世坊所城跡に関連した区画溝や井戸跡などの遺構が検出され、各時代の土器、石器、陶磁器類等の遺物が出土しました。

次に、伝統文化関係ですが、米多浮立につきましては、保存会へ天衝米に係る補助金及びさが未来スイッチ交付金補助金の交付を行いました。今後、保存会によって、商標登録事務委託、2月に老松神社の改築記念事業として「子ども米多浮立」の奉納、3月には案内説明モニュメントの設置等が予定されております。また、米多浮立関連では、地元からの要望を受け、老松神社北側及び瑞応寺跡北側の私有地について浮立会場周辺用地確保のため土地の購入を計画、今議会に補正予算として用地購入予算を計上しております。西乃宮浮立につきましては、西乃宮伝統文化保存会へ浮立奉納経費の補助を行い、10月23日に奉納されました。

図書館関係では、まず、「図書のリサイクル」を実施中です（除籍図書冊数、1,917冊）。小・中学校、学童保育、幼稚園・保育園、野菊の里などへ優先配布の後、10月29日から図書館利用者へ一般配布しております。

次に、「第70回読書週間（10月27日～11月9日）」関連行事として、10月30日に「人形劇団いちごじゃむ」による人形劇公演を行いました。入場者は子供32名、大人6名で、皆さん楽しいひとときを過ごされていました。

以上、行政報告とさせていただきます。

○議長（寺崎太彦君）

これで町長の行政報告は終わりました。

日程第4 議案一括上程 提案理由の大要説明

○議長（寺崎太彦君）

日程第4．議案一括上程、提案理由の大要説明。

議案一括上程、提案理由の大要説明を求めます。

○町長（武廣勇平君）

続きまして、議案一括上程、提案理由の大要説明をさせていただきます。

まず、議案第53号 上峰町空家等の適正管理に関する条例でございます。

平成26年11月に空家等対策の推進に関する特別措置法が公布され、町としましても、空き家対策を進め、町民の安心で安全な生活を確保するため、新たに条例を制定するものです。

平成28年12月9日提出、上峰町長武廣勇平。

後ほど主管課長が補足説明をいたします。

続きまして、議案第54号 上峰町個人情報保護条例の一部を改正する条例。

平成29年2月のコンビニ交付サービスの開始や、近い将来の個人番号カードを活用した各種サービスの開始を見据え、本人の同意に基づく場合及び本人に関する個人情報を当該本人に提供することを可能とする旨の変更をするものです。

平成28年12月9日提出、上峰町長武廣勇平。

後ほど主管室長より補足説明をいたします。

続きまして、議案第55号 上峰町税条例の一部を改正する条例。

平成28年3月31日に地方税法等の一部を改正するなどの法律及び関連法案が公布され、本町条例等の一部を改正するものです。

平成28年12月9日提出、上峰町長武廣勇平。

後ほど主管課長より補足説明をいたします。

続きまして、議案第56号 上峰町子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例。

この改正につきましては、保護者の負担を軽減する目的で現物給付へ助成方法を変更する

ものです。

平成28年12月9日提出、上峰町長武廣勇平。

後ほど主管課長より補足説明をいたします。

続きまして、議案第57号 上峰町印鑑条例の一部を改正する条例。

この改正につきましては、マイナンバーカードを利用しての各種証明コンビニ交付サービス開始に伴うものです。

平成28年12月9日提出、上峰町武廣勇平。

後ほど主管課長より補足説明をいたします。

続きまして、議案第58号 上峰町国民健康保険条例の一部を改正する条例。

所得税法等の一部を改正する法律の公布に伴い、外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律施行令等の一部を改正する政令の施行に伴い、当該条例を改正するものです。

平成28年12月9日提出、上峰町長武廣勇平。

後ほど主管課長より補足説明をいたします。

続きまして、

議案第59号

平成28年度上峰町一般会計補正予算（第5号）

平成28年度上峰町一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ98,172千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10,313,109千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

平成28年12月9日 提出
上峰町長 武 廣 勇 平

後ほど主管課長より補足説明をいたします。

続きまして、

議案第60号

平成28年度上峰町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

平成28年度上峰町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。
（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,923千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,080,075千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成28年12月9日 提出
上峰町長 武 廣 勇 平

後ほど主管課長より補足説明をいたします。
続きまして、

議案第61号

平成28年度上峰町農業集落排水特別会計補正予算（第2号）

平成28年度上峰町農業集落排水特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。
（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ533,800千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成28年12月9日 提出
上峰町長 武 廣 勇 平

後ほど主管課長より補足説明をいたします。
続きまして、

諮問第1号

人権擁護委員候補者の推薦について

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法(昭和24年法律第139号)第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

記

住 所 佐賀県三養基郡上峰町大字坊所1523番地36
氏 名 末 次 憲 昭

生年月日 昭和21年11月28日

平成28年12月9日 提出

上峰町長 武 廣 勇 平

以上、9議案と1諮問を一括して提案させていただきます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（寺崎太彦君）

ただいま町長より9議案と1諮問が一括上程されました。

補足説明を求めます。

○住民課長（福島敬彦君）

皆様おはようございます。それでは、私のほうから議案第53号、議案第56号、議案第57号につきまして補足説明を申し上げます。

まず初めに、議案第53号 上峰町空家等の適正管理に関する条例、それに伴いまして、参考資料としまして条例の施行規則（案）、上峰町空家推進協議会設置要綱（案）を添付させていただきますので、御用意をお願いいたします。

それでは、補足説明でございます。

議案の提案理由でございますが、平成26年法律第127号におきまして空家等の対策の推進に関する特別措置法が平成27年5月26日に施行されているところでございます。このことを受けまして、上峰町といたしましても特別措置法に沿って空き家対策を進めてきたところでございます。

まずは、空き家のデータベース化に取り組み、町内の空き家の把握を実施していたところでございましたが、町内におきましては、空き家の管理だけではなく、空き地管理についても要望が多うございます。本条例の施行により、空き家だけでなく空き地も含めました対策を推進できることとなります。

では、概要になります。

条例でございますが、第1章に総則を定めております。条例の1ページ目をごらんください。

第1条に、目的として特別措置法に定めるもののほか、空家、空地の適正管理により、町民の安全・安心な暮らしの実現をするためということを目指しております。

第2条に定義を定めております。その中におきましても、第2号に、空地対策を入れておるところでございます。また、特別措置法におきましては、特定空き家と定義している部分は、第4号で危険な状態というふうに定義をしております。

2ページをごらんください。

第2章でございます。空家対策の推進ということございまして、特別措置法と一連の内

容的には変わりません。

3 ページをごらんください。

3 ページの中で、第12条におきまして補助金の交付、第13条におきまして寄附及び第15条におきましては公表、第16条におきまして緊急安全措置を加えておるところでございます。

なお、第12条の補助金につきましては、第5条、空家等対策計画を定めた後、要綱を制定する予定でございます。

以上が条例の概要となります。

続きまして、参考資料をごらんください。

条例の施行規則でございます。規則（案）を御説明いたします。

条例規則（案）、1 ページ目をごらんください。

規則（案）につきましては、第1条の趣旨にありますとおり、条例の施行に関しまして必要な事項の手順や様式を定めておりますので、後ほどごらんいただければと思います。

その他の参考資料としまして、要綱ではございますが、協議会設置要綱をつけておりますので、今後、条例に基づきまして協議会を立ち上げるということがございますので、こちらも参考にごらんいただければと思うところがございます。

現時点では、参考資料としては添付をしておりませんが、空き家バンク制度についても、空家等対策計画策定後に要綱を制定する予定を立てております。

以上で上峰町空家等の適正管理に関する条例の提案理由の説明を終わります。

続きまして、議案第56号をお手元に御準備をお願いいたします。

それでは、議案第56号につきまして御説明いたします。

議案第56号 上峰町子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例でございます。

今回の一部改正の目的でございますが、子どもの医療費におきまして、県内の医療機関におきまして、窓口で受給者証を提示して一部負担を支払うだけで立てかえ払いが不要になる制度でございます。現物給付の制度ということになります。その現物給付の対象年齢の拡大でございます。

現在は、小学校就学前児童のみが対象となっておりますところ、平成29年4月より佐賀県の整備によりまして、各市町の対象年齢拡大が実施されることとなります。このことに伴いまして、当町におきましても、18歳までの児童を対象年齢とすることとなりますので、この事業により現在まで償還払いにより助成していた小学生から18歳までの児童も、医療機関窓口での負担が軽減されるということになります。

保護者医療費負担額につきましては、従来どおり通院は1医療機関につき上限500円を2回まで。入院の場合は上限1千円となっております。

なお、調剤につきましては、従来どおり無料という形になります。

以上の説明に基づき、子どもの医療費の助成における現物給付の対象の拡大と、その対象者、医療機関を明確にするため、条例の一部改正を提案するものでございます。

それでは、新旧対照表により御説明をいたします。

新旧対照表の御準備をお願いいたします。

新旧対照表1ページでございます。

右欄の現行の助成対象者第3条でございますが、第2項第1号及び第2号を削ることとなります。

続きまして、助成の方法でございますが、第4条第2項につきましては、改正後——左欄でございます——改正後のとおり、「前項第1号に規定する「佐賀県外の保険医療機関等であって、町長が別に定めるもの」に対する助成対象者は6歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある者とする。」ということになります。

次でございます。

中ほどにあります受給資格証、第5条第1項中、現行下線部分でございますが、第1号対象者を改正後で削除をさせていただきます。

次に、給付の方法でございます。左の改正後でございますが、第4条第1項の後に第1号を加えるものといたします。

一番下段でございますが、現行の同条第3項中、第4条関係におきまして、改正後は「及び第2項」を削除することといたします。

続きまして、その次のページ、2ページをお開きください。

助成の制限でございます。第8条関係でございますが、現在の第2項第1号及び第2号の下線部分の内容を改正いたします。

参考といたしまして、上峰町子どもの医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則（案）を添付しておりますので、そちらのほうをごらんください。

この施行規則の一部改正でございますが、条例の改正に伴いまして、改正後の子どもの医療費の受給資格証に自己負担額を加えておるところでございます。

以上で子どもの医療費の説明を終わります。

次に、議案第57号の御準備をお願いいたします。

議案第57号 上峰町印鑑条例の一部を改正する条例でございます。お手元に御準備をお願いいたします。

今回の改正の目的でございますが、平成29年2月から新規事業となります各種証明、コンビニ交付サービスに伴いまして、これまでは役場窓口のみで交付しておりました印鑑証明をコンビニエンスストア等に配置をされております多機能端末——この多機能端末は町の電子計算機と電気通信回路に接続をされました民間業者が設置する端末機でございます——から交付できる旨を追加し、これまで規則より制定しておりました重要な内容の一部を改正条例

に加えるものでございます。

それでは、新旧対照表により御説明をいたします。

新旧対照表の1ページをお願いいたします。

対照表の1ページでございますが、現行の印鑑登録申請の確認第5条第1項におきまして、今後はコンビニ交付等により多くの証明を発行することとなりますので、事前に登録、申請者の本人確認を正確に行うために、左案改正後に加えるものでございます。

同条第3項の第1号及び第2号により、本人確認に必要な書類関係及び本人確認の証明書がない場合の方法につきまして、改正後に新設を行っているところでございます。

続きまして、印鑑登録証明の申請でございます。第12条関係でございます。下段のほうになります。

改正後といたしまして、中段の第2項により個人番号カード——マイナンバーカードのことでございますが——の利用により、多機能端末機を介しまして、印鑑登録証明書の交付ができることにつき、改正後に新設を行っているところでございます。

最後になりますが、1ページ下段から2ページの上段のところまででございますが、印鑑登録証明の交付、第13条関係でございますが、同条第1項及び第2項の新設により、多機能端末機を介して交付をすることを明確にするものでございます。

以上で議案第53号、議案第56号、議案第57号の補足説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（寺崎太彦君）

ほかに補足説明はございませんでしょうか。

○まち・ひと・しごと創生室長（北村 玲君）

皆さんおはようございます。私のほうからは、議案第54号 上峰町個人情報保護条例の一部を改正する条例について補足説明をいたしたいと思っております。議案のほうの準備をお願いいたします。

本条例につきましては、個人情報の適正な取り扱いに関する基本事項を定めた条例になっております。今般の改正におきましては、本条例の中で第2章の個人情報の取り扱い、この中で、情報の外部提供の制限に関する内容を変更するものでございます。

現在、本条例の第12条第2項におきましては、本町の実施機関が保有する個人情報を、通信ネットワークを通じて外部に提供することにつきましては、法令等に定めがある場合、それから審査会の意見を聞いて公益上、特に必要があり、かつ個人の権利利益を侵害するおそれがないと認めるときに限って許容をされることとなっております。

しかしながら、マイナンバー制度の導入など、社会の効率化やIT化が急速に進展をする中では、総務省の通知にもございますが、個人情報の保護は着実に行う一方で、行政サービスの向上や行政運営の効率化を図ることも重要とされているところでございます。

こうしたことから、本町におきましても来年2月に予定をされておりますコンビニの情報端末を用いた住民票等の証明書の交付サービスの開始を念頭に、今般、本条例を改正し本人の同意に基づき、当該本人に関する個人情報を提供するとき、または本人に関する個人情報を当該本人に提供するときにも、通信ネットワークを通じた個人情報の外部提供を可能とするものでございます。

私からの補足説明は以上でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（寺崎太彦君）

ほかに補足説明はございませんでしょうか。

○税務課長（坂井忠明君）

皆さんおはようございます。私のほうからは、議案第55条 上峰町税条例の一部を改正する条例の補足説明をさせていただきます。

平成28年度税制改正に伴う地方税法等の一部を改正する法律などの施行を受け、所要の改正が必要となったものでございますが、既に6月の第2回定例議会において御承認いただきました専決処分による税条例の改正、こちらのほうを除く、来年1月以降に施行期日を迎える改正規定が中心となっております。

なお、消費税の増税が平成31年10月に2年半先送りをされましたので、先送り決定前の改正地方税法等において規定された軽自動車税環境性能割の新設、法人住民税の税率改正等につきましては、消費税の取り扱いに合わせ、施行期日等が見直され、延期されることとなりましたので、今回の条例案には含まれておりません。

議案中、主な内容を申し上げます。

1点目、個人住民税算定上の所得控除に関しまして、医療費控除の特例制度、いわゆるスイッチOTC医薬品控除が設けられております。

2点目、軽自動車税関連でございますが、平成28年度限り適用されるとされておりましたグリーン化特例による減税が1年延長され、平成28年4月から平成29年3月の間に初度登録をされた軽自動車につきましては、初回の課税となる平成29年度にも適用されるということになっております。

3点目、議案に税条例施行規則（案）を添付させていただいておりますが、こちらの関係でございます。

現行条例には、末尾に参様式が別表として掲載をされておりますが、今回、他の自治体に倣い、施行規則を新設し、当該規則上に様式名を掲載するように改め、条例上の様式等からは削るというふうな改正をしております。

それでは、お手元のほうに議案第55号の新旧対照表を御用意ください。

右の欄が改正前、左の欄が改正後となっております。

なお、法改正に伴い発生した条や項のずれ、読みかえ規定等は説明を省略させていただき、

新たな制度の要点等につきまして説明をさせていただきます。

1 ページから 6 ページまで、第19条、第43条、第48条、第50条関係でございます。いずれも関連がございますので、まとめて説明をさせていただきます。

こちらは、個人及び法人の住民税について延滞金の算定に関する改正規定でございます。

国税である相続税について、減額更正された後に増額更正をされた事案に係る延滞税の最高裁判決、平成26年12月12日で国側が逆転敗訴をしたことを受け、国税において延滞税の計算機関の見直しがなされております。地方税においては延滞金と申し上げますが、国税では延滞税と規定をされております。

こちらは、相続税の財産評価をめぐり、当初申告後に行われた減額更正の後に、当初申告額に満たない増額更正により増加した税額に対し、延滞税を課することができるか否かが問われた裁判でございますが、国税当局の主張を指示した東京高裁は、一転して最高裁で増差税額に延滞税は発生しないという判断が示されており、納税者側が逆転勝訴する結果となっております。

例えて申しますと、相続税の当初申告納税額が10,000千円、その後に財産評価誤りを理由とした更正の請求により、減額更正がなされて5,000千円となりました。その後、再び評価の誤りを理由に、今度は7,000千円に増額更正されたような場合がございます。7,000千円と5,000千円の増差税額2,000千円に対し、従来は当初の法定納期限の翌日から増額更正により増差税額の納期限までの期間について、所定の延滞税を課すこととしておりましたが、最高裁におきましては、減額更正税額5,000千円、その後に増額更正7,000千円となり、2,000千円の増差税額が生じたとしても、最終的な申告額は7,000千円ではないかということで、当初申告額10,000千円に満たないのであれば、増差税額に延滞税は課せないというような判断でございました。これにより、地方税におきましても国に準じ、個人住民税、法人住民税等における延滞金の計算期間等に関し、第19条、第43条、第48条、第50条において所定の見直しを行うものでございます。

なお、今回の判例につきましては、資産の価値評価を原因として、減額、増額の更正が行われたという事案でございまして、これに類似した事案のみ適用されるものでございまして、従来からの申告漏れによる増額更正に伴うもの、あるいは過小申告等、不正な行為が認められる場合等につきましては、従前のおりの取り扱いとなるものでございます。

続きまして、7 ページをお願い申し上げます。

第71条とその下、第91条につきましては、主な改正点の御案内をした3番目の分でございますが、様式を削除しまして、条例別表を削るというものでございます。

様式類につきましては、順次変更等がございますので、他の自治体と同様、施行規則の別表中に様式名を掲載することとしまして、お手元の規則（案）のとおり、新たに税条例施行規則により定めることといたしたいと思っております。

1枚めくっていただきまして、8ページの上段でございます。

制定附則第6条でございますが、こちらが医療費控除の特例制度、いわゆるスイッチOTC医薬品控除、セルフメディケーション税制の一環で、個人住民税算定上の所得控除の特例として規定をされたものでございます。

適切な健康管理のもとで健康の維持増進及び疾病の予防への取り組みを推進するとともに、医療用医薬品の代替を進め、膨張する医療費の抑制を図る狙いで設けられた仕組みでございます。

スイッチOTC医薬品とは、もともとは医療用医薬品として開発され、医療機関の処方箋によって処方されていた指定医薬品の中で使用実績があり、副作用の心配がないなどの要件を満たした医薬品を、一般医薬品として転用することが認められた医薬品のことでございます。

語句といたしましては、転用、言わばスイッチをされて、医薬品で直接購入を意味しますオーバー・ザ・カウンター、これの頭文字をとってOTC、スイッチOTCと呼ばれております。

中には、薬剤師の指導が必要な要指導医薬品もございますが、その成分や商品名につきましては、コマーシャル等でよく耳にするような医薬品も含め、約1,500ぐらいの医薬品が指定をされております。

今回の改正でございますが、平成29年1月以降、これらの医薬品を購入するために年間に支払った額が12千円を超える部分を対象とし、額の上限は100千円まで、つまり、スイッチOTC医薬品購入費用で最大88千円の所得控除が可能となっております。

税算定上では医療費控除と同様に、税額控除ではなく所得控除でございますので、仮に税率が10%であれば、適用上限の100千円の購入がございました場合、12千円を控除した残りの額の10%、8,800円が減税されるというような計算になります。

この特例につきましては、平成30年度から34年度課税分まで、こちら住民税のほうでございますが、5年限りの規定でございます。

現在では、購入した医薬品のパッケージやレシートに所定のマークや表示を行うということで、控除対象商品であるかを見分けがつくような仕組みが進められております。

何点か注意点のほうを申し上げます。

申告者が特定健康審査、いわゆるメタボ健診や定期健康診断、人間ドックなどの健康審査、がん検診、医師の関与がある予防接種のいずれかを対象年中に受けていることが必要となっております。スイッチOTC医薬品以外の医薬品の混在は認められません。従来の医療費控除の中にスイッチOTC医薬品の購入費用は計上できません。また、1人の申告者がスイッチOTC薬控除と医療費控除を重複して適用はできませんので、いずれかの制度を選択して申告をするということになります。

制度の重複適用はできませんが、同一生計内の配偶者や親族の購入費用を、一申告者において合算計上ができる点は従来の医療費控除と同様に可能でございます。これにより、例えば世帯の中で、夫が従来の医療費控除を選択する、共働きの妻はスイッチOTC薬控除を選択して、それぞれ同一生計の世帯員分を合算して申告する、こういうことは可能でございます。制度を満たせば可能でございます。

続きまして、同じ8ページの中段、制定附則第16条関係でございますが、第16条第2項から第4項まで、冒頭に申し上げた軽自動車税グリーン化特例制度の1年延長規定となっております。

第2項の右の欄をごらんください。

改正前は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までに初度登録、いわゆる新車登録ですが――された車両を対象に平成28年度課税分限り減税ということになっておりますが、左の欄、改正後でございますが、今回、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの初度登録車を対象に、平成29年度分限り減税するものとされておまして、この改正によって特例期間が1年延長というふうなものでございます。

新旧対照表では別表というものが省略をされておりますが、第2項から第4項まで、2、3、4と3つの規定につきましては、それぞれ第2項につきましては75%の減税、電気自動車や天然ガス自動車、第3項につきましては50%減税となるガソリン自動車で、環境性能が高い段階に位置する軽自動車、第4項が25%減税となる第3項に次ぐ環境性能を有する段階の軽自動車をそれぞれ規定しておまして、減税幅が大きいものから小さいものの順ということにしております。

続きまして、9ページから最後のページまででございますが、制定附則第20条の2から第20条の3に関する部分、国際課税関係の規定でございますが、日本と台湾間の民間租税取り決めの施行に伴う内容でございます。

現在、日本と台湾には、政府間の正式な国交はございませんので、日台間で租税条約を締結することはできません。租税条約とは、二重課税の排除や脱税の防止などを目的とした国家間の取り決めでございます。しかしながら、現実には日本にとって台湾は租税条約のない国、地域の中で最大の直接投資相手であり、経済関係は密接でございます。従来から経済界などにおきましては租税条約同等の締結に対する強い期待がございました。

そこで、台湾との間で、租税条約に相当する枠組みを構築するため、公益財団法人交流協会、これは日本側でございます。あと、関係協会、台湾側でございますが、こちらとの間で、日本・台湾民間租税取り決めを取り結び、その内容を実施するため、外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律というのがございますが、こちらのほうを外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律に改めた上で、台湾との相互主義に基づき、所得税法や地方税法など、国内法において

所要の規定の整備がなされております。これによりまして、日台間で支払われます配当や利子等につきまして、所得が生じる源泉地における税率を引き下げることなど、租税条約と同等の効果を発揮しようというものでございます。

制定附則第20条の2の規定につきましては、特例適用利子等、または特例適用配当等を有するものに対し、当該利子等、または配当等の額に係る所得を分離課税するというような内容になっております。

なお、後で出ますが、議案の国民健康保険税の条例の一部改正につきましても、こちらのほうと関連した内容となっておりますことを参考に申し上げます。

少々長くなりましたが、議案第55号 上峰町税条例の一部を改正する条例の説明といたします。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（寺崎太彦君）

お諮りいたします。補足説明の途中ですが、ここで休憩をしたいと思います。御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

異議なしと認めます。したがって、11時まで休憩いたします。休憩。

午前10時45分 休憩

午前11時 再開

○議長（寺崎太彦君）

再開いたします。

休憩前に引き続きまして、会議を再開いたします。

ほかに補足説明はありませんか。

○健康福祉課長（河上昌弘君）

皆様おはようございます。それでは、私のほうからは、議案第58号及び議案第60号の補足説明をさせていただきます。

議案第58号 上峰町国民健康保険条例の一部を改正する条例からになりますが、所得税法等の一部を改正する法律が平成28年3月31日に公布され、同法第8条により、外国人等の国際運輸業に係る所得に対する総合主義による所得税等の非課税に関する法律の一部改正が行われ、原則として公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行されることとされました。また、外国人等の国際運輸業に係る所得に対する総合主義による所得税等の非課税に関する法律の施行令等の一部を改正する政令が平成28年5月25日に公布をされ、法律と同日から施行されることとされました。こういった法改正等を踏まえ、所要の改正を講ずるものとしております。

それでは、新旧対照表により御説明を申し上げますので、新旧対象表のほうをお手元に御

用意ください。

新旧対照表、1 ページ、まずは中段にございます第36条の2 第2 項をごらんください。

国民健康保険税の減免申請のタイミングにつきまして、納期限前7 日までにとりいう減免申請を受け付けるようにしていましたが、納期限または特別徴収対象年金給付の支払日までと、災害申請時等に申請する減免のタイミングに一定の猶予を持たせるとともに、納税者の利便性を促す内容へ改正したいと考えております。

同ページ下段から2 ページにかけての内容になりますが、先ほど税務課長から補足説明がございましたが、外国居住者等総合免除法第8 条、第12 条及び第16 条の改正により、特例適用利子または特例適用配当等を有する者に対し、当該特例適用利子等の額または特例適用配当等の額に係る所得を分離課税する内容を改正されております。

特例適用利子等に係る国民健康保険課税の特例に関しては、附則第13 項、特例適用配当等に係る国民健康保険税の特例につきましては、附則第14 項をそれぞれ設け、町民税で分離課税される特例適用利子等及び特例適用配当等の額を国民健康保険税の所得割額の算定及び軽減判定に用いる総所得金額に含めるよう改正するものです。

3 ページの第15 項から19 項までは、それぞれ第13 項から17 項であったものが、2 項の新設がなされるため、2 項ずつ繰り下げられるというような改正内容になります。

以上、第58 号議案の補足を終わります。

引き続きまして、議案第60 号 平成28 年度上峰町国民健康保険特別会計補正予算（第3 号）の補足説明をさせていただきます。

お手元に議案第60 号を御用意ください。

議案第60 号 平成28 年度上峰町国民健康保険特別会計補正予算（第3 号）ですが、予算書2 ページ、第1 表 歳入歳出予算補正をごらんください。

第1 表 歳入歳出予算補正。

歳入、款4. 国庫支出金、補正額2,928 千円、合計で189,775 千円。

款6. 前期高齢者交付金、補正額283 千円、合計310,370 千円。

款7. 県支出金、補正額183 千円、合計31,385 千円。

款10. 繰入金、補正額2,002 千円、合計59,622 千円。

款12. 諸収入、補正額527 千円、合計1,534 千円。

歳入合計、補正額5,923 千円、合計1,080,075 千円となります。

下段3 ページをごらんください。

歳出、款1. 総務費、補正額1,674 千円、合計6,953 千円。

款2. 保険給付費、補正額11,142 千円、合計659,548 千円。

款3. 後期高齢者支援金等、補正額283 千円の減額、合計102,392 千円。

款4. 前期高齢者納付金等、補正額1 千円、合計が77 千円。

款 5. 老人保健拠出金等、補正額、減額 7 千円、合計 4 千円。

款 6. 介護納付金、補正額、減額の 7,966 千円、合計 35,907 千円。

款 11. 諸支出金、補正額 335 千円、合計 4,428 千円。

款 12. 予備費、補正額 1,027 千円、合計 30,512 千円。

歳出合計額、補正額 5,923 千円、合計 1,080,075 千円ということになります。

次に、補正予算に関する説明書により御説明を申し上げます。

説明書の 3 ページをごらんください。

歳入ですが、款 4. 国庫支出金、項 1. 国庫負担金、目 1. 療養給付費等負担金及びその下段にあります款 4. 国庫支出金、項 2. 国庫補助金、目 1. 財政調整交付金における補正になります。

支出における一般被保険者高額療養給付費負担金の増額及び介護納付金の減額に伴い、それぞれ増額となります。

同款、同項の目に、国民健康保険精度関係準備事業補助金につきましては、平成 30 年度から実施されます国保広域化の準備に伴います国保情報集約システムの整備が必要になりますが、その経費に伴う国庫補助金の歳入見合い分が 1,674 千円となります。

その下段にあります款 6. 前期高齢者交付金、項 1. 前期高齢者交付金、目 1. 前期高齢者交付金は、交付金額の確定によります 283 千円の補正ということになります。

次に、ページめくっていただきまして、4 ページをごらんください。

款 7. 県支出金、項 1. 県補助金、目 1. 県補助金ですが、支出における一般被保険者高額療養費負担金の増額及び介護納付金の減額に伴う 183 千円の補正となります。

その下段にございます款 10. 繰入金、項 1. 他会計繰入金、目. 一般会計繰入金につきましては、保険基盤安定繰入金の確定により、支援分と税軽減分、国保財政安定化支援事業確定による分及び子どもの医療国保医療費繰入金分をそれぞれ 2,002 千円と補正するものです。

款 12. 諸収入、項 1. 延滞金、加算金及び過料、目 1. 一般被保険者延滞金につきましては、延滞金収入見込みとして 135 千円を計上しております。

その下段の同款项 3. 雑入、目 3. 一般被保険者返納金につきましては、国保資格喪失後に国保を使用した場合に、国保診療にかかわる返納金を受け入れるもので、72 千円を計上しております。

次ページ、5 ページにありますけれども、同款同項、目 4. 退職被保険者等返納金につきましても、同様に 293 千円を計上しております。

下段の同款同項、目 5. 雑入につきましては、指定交付費の確定分 27 千円を雑入で受け入れるというものです。

歳出のほうですが、6 ページをごらんください。

款 1. 総務費、項 1. 総務管理費、目 1. 一般管理費、節 13. 委託料、補正額 1,674 千円

としております。これは歳入でも申し上げましたが、平成30年度から実施されます国保広域化に伴うシステム整備に要する経費として計上しております。

システムの概要になりますが、今回整備するシステムは国保情報集約システムと言われるもので、国保広域化後に佐賀県国保連合会が利用するシステムとなります。

被保険者の管理、給付内容の把握などに必要なシステムであり、本議会での補正予算計上としているところです。

システム連携対応の業務委託につきましては、市町村基礎ファイルの生成が必要なことから、既存のデータとの互換性などを加味いたしまして、鳥栖クラウドセンターによる連携対応を行う予定としております。

次に、款2. 保険給付費、項1. 療養給付費、目1. 一般被保険者療養給付費及び目2. 退職者等療養給付費につきましては、歳入で受ける一般被保険者及び退職被保険者等の返納金、指定交付費等の確定分などにより、財源組み替えを行うものです。

款2. 保険給付費、項2. 高額療養費、目1. 一般被保険者高額療養費につきましては、これまでの実績を踏まえた予算編成をしておりましたが、支出が増加傾向にあり、不足が生じる可能性がございますので、11,142千円の予算措置を行うべく計上しております。

ページをめくっていただきまして、7ページをごらんください。

款3. 後期高齢者支援金等、項1. 後期高齢者支援金等、目1. 後期高齢者支援金及び目2. 後期高齢者関係事務費拠出金につきましては、額の確定によります283千円の減額補正となります。

下段にございます款4. 前期高齢者納付金等、項1. 前期高齢者納付金等、目1. 前期高齢者納付金及び目2. 前期高齢者関係事務費拠出金につきましても、額の確定による合計1千円の補正となります。

8ページをごらんください。

款5. 老人保健拠出金、項1. 老人保健拠出金、目3. 老人保健事務費拠出金につきましては、制度自体は平成19年に終了しておりますが、精算事務が平成29年まで残っておりますので、社会保険診療報酬支払金への事務費支払い分の確定見合いによります7千円の減額補正となります。

次に、款6. 介護納付金、項1. 介護納付金、目1. 介護納付金につきましては、納付金額の確定による7,966千円の減額補正となります。

下段の款11. 諸支出金、項1. 償還金及び還付加算金、目2. 償還金につきましては、過年度分財政調整交付金返納金としており、335千円を計上しているところです。

9ページをごらんください。

款12. 予備費、項. 予備費、目. 予備費ですが、調整額として1,027千円を計上することとしております。

以上、第58号及び第60号議案の補足説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（寺崎太彦君）

ほかに補足説明はありませんか。

○財政課長（高島浩介君）

皆様おはようございます。私のほうからは、議案第59号 平成28年度上峰町一般会計補正予算（第5号）につきまして補足説明をさせていただきます。

それでは、予算書のほうの準備をお願いいたします。

初めに補正増額のほうとなりますが、予算書の2ページ、第1表 歳入歳出予算補正、こちらのほうをお願いいたします。

まず、歳入のほうからでございます。款、補正額、計の順に、順次読み上げてまいります。

第1表 歳入歳出予算補正。

歳入、款11. 分担金及び負担金、補正額マイナス5,000千円、計65,605千円。

款13. 国庫支出金、補正額12,601千円、計640,541千円。

款15. 県支出金、補正額5,927千円、計410,591千円。

款17. 寄附金、補正額3,000千円、計2,603,214千円。

款18. 繰入金、補正額82,620千円、計3,569,391千円。

款20. 諸収入、マイナス976千円、計65,539千円。

歳入合計、補正額98,172千円、計10,313,109千円。

3ページ、歳出のほうをお願いいたします。

歳出、款1. 議会費、補正額494千円、計77,927千円。

款2. 総務費、補正額マイナス11,780千円、計5,862,726千円。

款3. 民生費、補正額5,824千円、計1,579,516千円。

款4. 衛生費、補正額15,127千円、計625,632千円。

款6. 農林水産業費、補正額2,006千円、計381,347千円。

款8. 土木費、補正額16,610千円、計283,658千円。

款9. 消防費、補正額1,457千円、計335,816千円。

1枚めぐりまして、4ページのほうをお願いいたします。

款10. 教育費、補正額70,994千円、計577,768千円。

款11. 災害復旧費、補正額3,540千円、計23,464千円。

款12. 公債費、マイナス6,100千円、計523,369千円。

歳出合計、補正額98,172千円、計10,313,109千円。

続きまして、5ページのほうをお願いいたします。

第2表のほうで、繰越明許費でございます。

読み上げて御説明をいたします。

款10. 教育費、項5. 社会教育費、事業名、町民センターホール空調設備更新事業35,000千円。

これにつきましては、町民センターホールの空調設備を老朽化のため更新するというものでございます。

以上を繰越事業として取り組んでまいります。

それでは、主な補正内容につきまして御説明のほうをさせていただきます。

補正予算に関する説明書、こちらの3ページのほうをお願いいたします。

2の歳入のほうでございます。

款11. 分担金及び負担金、項2. 負担金、目1. 民生費負担金、節1. 児童福祉費負担金、こちらのほうで、保育所入所負担金マイナス5,000千円、これにつきましては、法改正によります多子世帯保険料の軽減等によるものでございます。

次に、すぐ下のほうになりますが、款13. 国庫支出金、項1. 国庫負担金、目1. 民生費国庫負担金、節4. 保育所運営費国庫負担金4,568千円、これは、法改正によります単価見直しと対象者の増加によります保育所運営費の歳出増加による歳入分でございます。こちらに伴います歳出のほうは後ほど御説明をいたします。

1枚めぐりまして、4ページのほうをお願いいたします。

最上段になりますが、款13. 国庫支出金、項2. 国庫補助金、目5. 民生費国庫補助金、節2. 児童福祉費補助金、こちらで保育所等施設整備交付金6,664千円。こちらにつきましては、加速化プランによる申請が今回認められたということによります増額でございます。

5ページのほうをお願いいたします。

款17. 寄附金、項1. 寄附金、目1. 総務寄附金、節1. 総務寄附金、節1. 総務寄附金3,000千円。こちらは法人2社様より今回御寄附をいただいたものでございます。

次に、その下のほうになりますが、款18. 繰入金、項1. 基金繰入金、目1. 財政調整基金繰入金、節1. 財政調整基金繰入金80,820千円。今回の補正によります財源の不足分を繰り入れるものでございます。これによりまして、財調の積立額は449,003千円となっております。

続きまして、歳出のほうをお願いいたします。

7ページでございます。

款2. 総務費、項1. 総務管理費、目1. 一般管理費、節3. 職員手当等で、右の説明欄の下から2段目のほうになってまいります。退職者特別負担金6,340千円。これは、今回、総務退職者分の負担金ということで、佐賀県市町総合事務組合のほうへ支払うものでございます。

8ページをお願いします。

一番上のほうになりますが、節19. 負担金補助及び交付金で、右の説明欄の中段あたりになりますが、市町村職員共済組合追加費用マイナス9,000千円。これは、恩給分の負担金として当初予算のほうに概算で計上されておりましたが、今回、額が確定したことにより減額となっております。

1枚めくりまして、11ページのほうをお願いいたします。

款3. 民生費、項2. 児童福祉費、目1. 児童福祉総務費、節19. 負担金補助及び交付金で、認定こども園施設整備事業補助金マイナス18,668千円。これは、先ほど歳入のほうで御説明いたしました保育所等施設整備交付金の補助金額の増と整備費のほうの入札減により減額となっております。

すぐ下のほうになりますが、節20. 扶助費で保育所運営費17,560千円、こちらにつきましては、先ほど歳入のほうで御説明いたしました保育所運営費国庫負担金の増に伴います歳出のほうとなっております。

一番下のほうになりますが、款4. 衛生費、項1. 保健衛生費、目3. 母子衛生費、節20. 扶助費、子どもの医療費助成3,500千円。こちらにつきましては、今年度の申請見込みの増加による見直し分でございます。

12ページをお願いいたします。

款4. 衛生費、項1. 保健衛生費、目4. 健康増進事業費、節19. 負担金補助及び交付金。後期高齢者医療広域連合療養給付費前年度精算負担金5,038千円。前年度の後期高齢者の療養給付費の確定によるものでございます。

1枚めくりまして、14ページのほうをお願いいたします。

款8. 土木費、項2. 道路橋梁費、目3. 道路新設改良費、節22. 補償、補填及び賠償金。用地買収に伴う補償費12,000千円。こちらにつきましては、町道坊所南北線の改修に伴います家屋等の移転補償費ということでございます。

次に、16ページのほうをお願いいたします。

款10. 教育費、項1. 教育総務費、目2. 事務局費、節19. 負担金、補助及び交付金。学校給食費補助金11,000千円。町内の小中学生に来年1月より給食費の補助を行うというものでございます。

1枚めくって、18ページをお願いいたします。

款10. 教育費、項5. 社会教育費、目2. 社会教育施設費、節15. 工事請負費。町民センターホール用空調設備更新工事35,000千円。老朽化による空調設備の更新工事でございます。設備機器等の準備に時間がかかるということで、先ほど御説明いたしました明許繰り越しのほうでお願いをいたすものでございます。

下のほうになりますが、目3. 文化財保護費、節15. 工事請負費。右側説明欄下段のほうでございますが、古墳公園外灯設置工事3,415千円。防犯並びに利用者増加の観点から、公

園内に外灯火に街灯を設置するというものでございます。

すぐ下のほうになりますが、節17. 用地購入費、米多浮立会場周辺用地購入費12,555千円。こちらにつきましては、米多浮立会場周辺の駐車場等の用地購入費というものでございます。

1枚めくって、20ページのほうをお願いいたします。

款12. 公債費、項1. 公債費、目2. 利子。節23. 償還金、利子及び割引料で、償還利子マイナス3,800千円。こちらにつきましては、起債の借りに伴います利率の見直しにより減額となっております。

以上で私からの補足説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（寺崎太彦君）

ほかに説明はありませんでしょうか。

○建設課長（白濱博己君）

私のほうからは、議案第61号 平成28年度上峰町農業集落排水特別会計補正予算（第2号）の補足説明をさせていただきます。

それでは、予算書の準備をお願いいたします。

1ページめくっていただきまして、2ページをお願いいたします。

初めに、予算の総額を説明いたします。

第1表 歳入歳出予算補正。

まず歳入でございますが、款、補正額、計の順に読み上げて説明をいたします。

款1. 分担金及び負担金、補正額4,000千円、計4,480千円。

款5. 繰入金、補正額ゼロ、計249,920千円。この補正額ゼロにつきましては、金額の変更はございませんが、今回、一般会計繰入金につきましては、先ほどの新規加入金分担金4,000千円の歳入関係で充当先の振りかえが発生しているため、記入がっております。

歳入合計、補正額4,000千円。計の533,800千円でございます。

続いて、下段の3ページです。

歳出です。

款1. 総務費、補正額4,801千円、計の155,939千円。

款3. 公債費、補正額マイナス801千円、計の377,361千円でございます。

めくっていただきまして、下段のほうですが、平成28年度上峰町農業集落排水特別会計補正予算（第2号）に関する説明書でございますが、2つめくっていただきまして、下段3ページをお願いいたします。

歳入でございますが、款1. 分担金及び負担金、項1. 分担金、目1. 分担金、節1. 分担金の、今回、受益者分担金新規加入分4,000千円でございます。この内容につきましては、今までに一般住宅16件、1件が200千円でございますので、3,200千円。それと事業所分、これが4戸、1件200千円で800千円の計20戸分の4,000千円を今回、計上させていただいてお

るところでございます。

めくっていただきまして、4ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款1. 総務費、項1. 総務管理費、目1. 一般管理費の節11. 需用費でございます。今回、修繕費として処理施設内の機械器具ということで5,729千円を補正させていただいております。この農業集落排水施設につきましては、供用開始から十数年以上経過しておりまして、機器などにつきましては、供用開始から稼働しているものが多く、定期的な更新やポンプ等のオーバーホール等が必要となってきた昨今でございます。

また、下水道はインフラの一つでございまして、緊急時においても早急なる整備が必要ということで、今回、高額な機器等も多いことから、緊急時に対応できる予算が必要となってきたところでございますが、この5,729千円のうち、既に補修を必要とすることで約5,000千円を予定しておりますが、この分につきましては、切り通し処理場の中継ポンプの修繕、それから、同じく場内マンホールポンプの取りかえを予定しておりまして、約1,000千円。それから、三上処理場の汚泥引き抜きポンプの修繕等が約1,500千円を予定しております。

あと残り、江迎処理場の汚泥引き抜きポンプ、これも同じく1,500千円と、前牟田処理場の水中攪拌機の装置の取りかえということで約1,000千円の計5,000千円と、その後の729千円につきましては、今後の発生の必要等に備えるものということで思っております。

続きまして、節15. 工事請負費の江迎処理区管路施設工事のマイナス928千円でございますが、この件につきましては、東前牟田地区での開発地の管路工事をした分でございますが、当初に3,348千円を組んでおりましたが、入札、契約の実績等によりまして減額が発生している分を減額補正しているものでございます。

下段の款3. 公債費、項1. 公債費、目2. 利子、節23. 償還金、利子及び割引料でございますが、償還利息のマイナス801千円、この件につきましては、今年度の償還率がほぼ確定しておりまして、71,147千円を見込んでおります。当初予算からの差し引き分として801千円を減額させているものでございます。

以上でございます。今回の補正予算につきましては、よろしく御審議いただくことをお願い申し上げます。私のほうから補足説明を終わります。

○議長（寺崎太彦君）

ほかに補足説明はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

補足説明がないようですので、これで補足説明を終わります。

続きまして、議案第62号の上程及び提案理由の概要説明を求めます。

○5番（漆原悦子君）

皆さんこんにちは。私のほうから、議案第62号を上程させていただきます。

平成27年12月9日

上峰町議会議長 寺 崎 太 彦 様

提出者

上峰町議会議員 漆 原 悦 子

議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を
改正する条例案の提出について

地方自治法第112条及び会議規則第14条第2項の規定により、標記議案を別紙のとおり提出します。

（提案理由）

地方交付税の減額や税収の伸び悩みで厳しい町の財政状況のため、平成16年4月から減額支給し、平成19年4月から支給を停止していたが、町の財政状況においては一定の改善がなされており、費用弁償は元に戻す必要があると判断し改正する。

ということでございます。

議案第62号

議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年上峰町条例第89号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項本文中「議会広報編集委員会に出席したときは、費用弁償として出席旅費1,000円」を「定例会、臨時会、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会、議会広報編集委員会及び全員協議会に出席したときは、出席1日につき費用弁償として2,000円」に改める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

次のページの新旧対照表を見ていただきますと、アンダーラインの部分が今回改正をするものです。

また、添付しております補足説明資料の費用弁償の経緯一覧でもわかるように、減額前の金額に平成29年度から戻すことをお願いするものです。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（寺崎太彦君）

以上で提案理由の説明を終わります。

お諮りいたします。以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって散会することに決定いたしました。

これをもって散会いたします。本日はどうもありがとうございました。

午前11時38分 散会